第八十条中「第四本部」を「第二本部、第四本部」に、「及び第十本部に」を「、第十本部及び第十一本部に」に改める。

第八十五条第三号中「海洋情報部」の下に「（第十一本部にあっては、海洋情報監理課及び海洋情報調査課）」を加える。

第九十三条及び第九十四条を次のように改める。

第九十三条及び第九十四条　削除

第九十五条及び第九十六条を削り、第九十六条の二を第九十五条とし、第九十六条の三を第九十六条とする。

第九十七条から第百九条までを次のように改める。

（第十一本部に置く課）

第九十七条　第十一本部に、総務部及び警備救難部に置くもののほか、次の六課を置く。

海洋情報監理課

海洋情報調査課

交通企画課

交通安全課

交通計画運用課

交通整備課

第九十八条から第百九条まで　削除

第百十九条第七項中「及び位置」を削り、「別表第七の二のとおり」を「国際組織犯罪対策基地」に改め、同条第八項中「及び位置」を削り、「別表第八のとおり」を「特殊警備基地」に改める。

第百二十二条中「事務所の」の下に「位置（国際組織犯罪対策基地及び特殊警備基地に限る。）、」を加える。

別表第七の二を削る。

別表第八を次のように改める。

別表第八　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び監査官」を「、監査官及びアイヌ関連施策監理官」に改め、同条第一項中「及び監査官」を「、監査官一人及びアイヌ関連施策監理官」に改め、同条に次の二項を加える。

6　アイヌ関連施策監理官は、命を受けて、北海道開発局の所掌事務のうち、都市施設の整備その他のアイヌ文化の発展等に資する施策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に参画し、関係事務を統括する。

7　アイヌ関連施策監理官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第一条の二中第三十六号を第三十七号とし、第十号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　北海道開発局の所掌事務に係る法令の遵守その他の業務の適正な遂行の確保に関すること。

第九条中「開発環境課」を「開発連携推進課」に改める。

第十条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　北海道開発局の所掌事務に係る法令の遵守その他の業務の適正な遂行の確保に関すること。

第十七条第二号中「こと」の下に「（開発連携推進課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十八条（見出しを含む。）中「開発環境課」を「開発連携推進課」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　北海道の開発に関する総合的な政策に係る計画に関する調査のうち、北海道の開発に資する取組を行う地方公共団体、民間の団体その他の者と連携して実施するものに関すること。

第二十四条の見出し及び同条第一項中「適正業務指導官」を「適正業務管理官」に改め、同条第二項中「適正業務指導官」を「適正業務管理官」に、「第十条第九号及び第十号から第十一号まで」を「第十条第九号から第十一号まで」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

（開発企画官）

第三十条の二　開発連携推進課に、開発企画官一人を置く。

2　開発企画官は、命を受けて、開発連携推進課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

第八十九条第一項中「百四十二人」を「百十四人」に改める。

第九十一条第一項中「十七人」を「十九人」に改める。

第九十八条第二項中「及び網走開発建設部に、それぞれ防災対策官一人を」を「、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ防災対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官一人を」に、「札幌開発建設部、函館開発建設部」を「札幌開発建設部に、特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

環境大臣　望月　義夫

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
本　省	一、九五三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
原子力規制委員会	九六八人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。
合　計	二、九二一人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の環境省定員規則第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

2　この省令による改正後の環境省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区　分	期　間	定　員
本　省	平成二十七年九月三十日までの間	一、九五一人